

I 事業概要

平成23年度は、東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気を持ち直しを緩やかなものにしていく。国際貿易においては、輸出額は前年度に比べわずかの減、輸入額は1割強の伸びとなり、23年度の収支は若干の輸入超過となる見込みである。

このような中で、平成23年の外貿コンテナ取扱い貨物量は、リーマンショック後の回復の基調にあって過去最高となったと報じられているが、主要港の中でも対前年比で減少港がみられる状況にあり、港運業界においては、引き続き予断を許さない経営環境が続いている。

港湾労働安定協会は、昭和60年創設以来、民法上の財団法人として、港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定、職業能力の開発向上並びに労働力確保に関わる諸制度に基づく事業の実施に努めてきたが、国の公益法人改革に伴い、引き続きその事業活動を通じて港湾運送事業の発展に寄与すべく、一般財団法人への移行にむけて平成23年11月15日に内閣府に認可申請を行い、平成24年3月28日に認可を受け、平成24年4月1日付けで移行登記が完了した。

港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定を目的とした港湾労働者生活保障制度のうち、港湾労働者年金については、平成23年度においては、港湾労働者年金受給者延べ26,261人及び受給者の遺族163人に対して総額32億1,551万円（うち中央助成額19億2,899万円）の年金及び遺族見舞金を支給した。これら年金助成の財源である労働安定基金については、現下の経済情勢等から将来に亘って制度の円滑な運営を図っていく必要がある。

なお、港運労使が締結した協定に基づき、平成12年5月から年金額を減額したことを不服として、平成21年11月及び平成22年6月、神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、

大阪高等裁判所において控訴棄却されたため、最高裁判所へ上告受理申立をしているところである。

能力開発事業については、港湾技能研修センター（豊橋市）において、引き続き施設・機器の整備を行い、基幹的コースである港湾荷役科をはじめ、クレーン運転科、自動車運転科の3科において研修コースを設けて、受講者の勧誘に努め、17コース、1,232名に対し研修を実施した。

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいては、港湾労働法に基づく港湾労働者の雇用の安定及び港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するため、事業主及び派遣労働者等に対する相談・援助、雇用管理者研修、派遣元責任者講習等を実施するとともに、港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する情報の収集、整理及び提供、港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋等を行った。

以上が事業概要であるが、事業内容の詳細については、以下のとおりである。

Ⅱ 事業内容

1. 人事について

評議員及び理事について、次のことから改選等を行った。

- ・推薦母体の役員改選によるもの

(資料1・2： 9～12頁)

2. 労働安定基金及び港湾労働法関係付加金収受状況について

労働安定基金及び港湾労働法関係付加金の納入状況については、労働安定基金は26億2,585万円(対前年度比0.15%減)、港湾労働法関係付加金は6億8,109万円(対前年度比1.8%増)、それぞれ納入された。

(資料3： 13頁)

3. 港湾労働者年金制度の運営について

- (1) 港湾労働者年金は、年額25万円(うち中央助成額15万円)を年2回(6月及び12月)に分けて支給している。

今年度は、年金受給者延べ26,261人に対し、総額31億9,481万円(前年度33億4,038万円)を支給し、このうち中央助成額は19億1,657万円(前年度20億430万円)であった。

遺族見舞金の支給対象者は163人(前年度222人)で、総額2,070万円(前年度2,700万円)を支給し、このうち中央助成額は1,242万円(前年度1,620万円)であった。

- (2) 今年度における運営実績は、次のとおりである。

イ 登録者数 (単位：人)

年 月 日	人 数
平成24年3月31日現在	11,966

ロ 脱退者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成23年4月1日～平成24年3月31日	754

ハ 受給権者数 (単位：人)

支 給 期 月	受 給 者	待 機 者	合 計
平成23年 6月	13,304	1,518	14,822
” 12月	12,957	1,482	14,439

ニ 受給権新規裁定者数 (単位：人)

裁 定 及 び 裁 定 日	人 数
第106回制度専門小委員会(平成23年 4月 28日)	206
第107回制度専門小委員会(平成23年 7月 7日)	162
第108回制度専門小委員会(平成23年 11月 9日)	139
第109回制度専門小委員会(平成24年 1月 24日)	132
合 計	639

ホ 受給権失権者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成23年4月1日～平成24年3月31日	1,275

へ 年金、遺族見舞金支給額 (単位：人・万円)

支給月	年金		遺族見舞金	
	人数	金額	人数	金額
平成23年 6月	13,304	161,370	45	610
〃 9月	—	—	42	535
〃 12月	12,957	158,111	43	460
平成24年 3月	—	—	33	465
計	26,261	319,481	163	2,070
中央助成額		191,657		1,242

注1：「遺族見舞金支給額」の欄の人数及び金額は、前回支給月の翌月から当該支給月までの合計額。

注2：今年度は、抹消者への「見舞金」の支給実績はなかった。

4. 能力開発事業について

(1) 港湾技能研修センターにおける研修実施状況

港湾技能研修センターにおける技能研修は、高度の技能習得を行うことを目的として、大型荷役機器等の運転を中心としたコースを実施した。受講希望者の多い「フォークリフト運転技能講習」をはじめ「ストラドルキャリアー運転」コース等の港湾荷役科、「ガントリークレーン運転」、「クレーン運転実技教習」コース等のクレーン運転科及び自動車運転科の計3科、17コースについて研修を行い、研修受講者総数は1,232名となった。

(資料 4： 14頁)

(2) 研修受講者の六大港及び地方港別利用状況

研修受講者のうち、六大港からの受講者が14.6%、地方港からの受講者が85.4%であった。このうち、主なコースにおける受講者割合は、「ガントリークレーン運転」は六大港30.2%、地方港69.8%、「クレーン運転実技教習」は六大港32.1%、地方67.9%、「ストラドルキャリアー運転」は地方港は100.0%であった。

(3) 研修受講者派遣企業に対する助成額

研修受講者派遣企業に対する助成制度は、受講助成として1人1日の受講について5,000円を、旅費助成として旅費が5,000円を超える場合、港毎に定める額を、助成支給している。

助成総額は、1,886万円、うち受講助成は、453名、1,309万円、旅費助成は375名、577万円であり、研修受講者の増加により、助成総額は前年に比べ253万円増(15%増)となった。

(4) 研修受講へのPR

各種研修コースへの受講を促進するため、研修コース・スケジュールのご案内、受講・旅費助成金のご案内及びカレンダー等を作成、全国の港運事業者、関係業界団体、労働組合及び官公署を対象に広範に配布する等、港湾技能研修センターのPR活動を行った。

また、各地区港運協会の協力を得て、四国地区(3港)及び九州地区(3港)の各事業所を訪問し、港湾技能研修センターの利用促進による受講生拡大に努めた。

(5) 能力開発専門委員会

平成24年1月30日(月)開催の第25回「能力開発専門委員会」において港湾技能研修センターの現状を分析・検討し、平成24年度研修計画(案)を策定した。

(6) 港湾技能研修センター施設貸与の状況

港湾技能研修センターの施設・設備の有効活用を図るとともに、地域の団体、企業及び労働者等が行う職業能力の開発向上訓練等を支援するため、施設及び機器等の貸与を行った。利用者のべ人数は、合計1,060名であった。

(資料 5 : 15頁)

5. 相談援助等業務について

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の改善に寄与するため、港湾技能研修センター及び六大港・港湾労働者雇用安定センターにおいて、能力開

発の相談・支援、雇用管理改善の相談・指導、研修ニーズの把握・啓発のための事業所訪問等を実施した。このほか、若年層のスキルアップや技能継承と後継者育成のため、若年港湾労働者（新入社員及び概ね入職5年以内の者を対象）114名に対し、港湾技能研修センターにおいて若年港湾労働者研修を実施した。

6. 港湾労働者派遣事業について

港湾労働者派遣事業に基づく、厚生労働大臣の許可を受けた派遣元事業所数は297事業所で、派遣対象労働者は9,408名である。

港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者雇用安定センターの事業として、次の業務を行った。

(1) 港湾労働者派遣制度の活用推進

港湾労働者雇用安定センターに配置している港湾労働者派遣制度活用推進アドバイザー等により港湾運送事業所及び地区港運協会等関係団体を訪問し、派遣制度の活用推進についての周知活動を実施した。

また、港湾労働者派遣元責任者講習、各種会議等において、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手続マニュアル－」を配布する等、派遣制度の適正な活用推進に努めた。

(2) 港湾労働者派遣事業等に係る相談・援助

派遣就業を行う港湾労働者の適正な就業条件の確保と港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するために、港湾運送事業主等に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任等についての相談・援助及び港湾労働者に対する派遣就業についての相談・援助に努めた。

(3) 港湾労働者派遣事業に係る情報の収集・整理及び提供

港湾労働者雇用安定センターと地区港運協会、派遣元事業所等との連携の強化を図るとともに、派遣元事業所からの派遣状況報告に基づく情報の収集・提供、港湾労働者派遣先

事業所からの派遣契約あつ旋申込状況の収集・整理及び情報提供等の拡充に努めた。

(4) 港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者雇用安定センターのあつ旋による派遣数は、25,100名で、対前年度比2.4%の増となり、2年連続して対前年度を上回った。

(資料 6 : 16頁)

(5) 港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習の実施

派遣元事業所の許可要件である派遣元責任者選任の前提となる港湾労働者派遣元責任者講習を実施した。

派遣元責任者講習の実施回数は、12回(前年度10回)、受講者数は442名(前年度384名)であった。

(資料 7 : 17頁)

(6) 雇用管理者研修の実施

企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、職務遂行に必要な知識の習得向上を図るため雇用管理者研修を実施した。

雇用管理者研修の実施回数は、国の予算の削減に伴い、6回(前年度12回)実施し、受講者数は490名(前年度879名)であった。

(資料 8 : 18頁)

7. 港湾労働法の周知について

地区港運協会等関係団体に対し毎年11月に実施される「港湾労働法遵守強化旬間」のポスターの掲示依頼及び労働行政機関との連携の下に港湾パトロールによる啓発活動、雇用管理者研修等各種会議を通じ、港湾労働法の周知・徹底に努めた。